

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜背景＞

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

- H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4 公布・施行

☆ 改正のポイントI:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントII:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、

市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントIII:多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

●建設業法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日公布)

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、
ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。

○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等
が懸念

→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】

▶見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような
事態を排除

②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを
適切に確認【入契法】

▶談合の防止
▶手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による
支援の責務を明記【建設業法】

▶業界による自主的な取組を促進することにより、建設
工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設
【建設業法】

▶解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保する
ため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大
(下請金額による下限を撤廃)【入契法】

▶維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底
することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力
団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け
【建設業法】【入契法】

▶建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- ▶4/4 参議院本会議可決(全会一致)
- ▶5/29 衆議院本会議可決(全会一致)
- ▶6/4 公布

施行日

- ▶公布の日(H26.6.4)に施行 (③)
- ▶公布の日から1年内に施行 (①②⑤⑥⑦)
- ▶公布の日から2年内に施行 (④)